

「多文化共生の推進に関する研究会」開催要綱

1 趣旨

東日本大震災を契機として、外国人住民への災害時の多言語情報提供の必要性等に関する課題が顕在化している。そこで、地方公共団体等における災害時の多言語情報提供の状況や、災害時の円滑な多言語情報提供に資する平常時の多文化共生の取組について、ケーススタディを実施するとともに、課題の抽出・分析及びその解決方法を検討することにより、今後の更なる多文化共生の取組を促進する。

2 名称

本研究会は、「多文化共生の推進に関する研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

3 検討事項

- ・ 地域の災害時の多言語情報提供等、多文化共生に関する取組事例の把握及び課題抽出
- ・ 課題解決に向けた関係機関・団体等における平常時からの有効と考えられる取組、災害時の役割及び連携の強化など効果的な対応方策の提案

4 構成及び運営

- (1) 研究会の構成員は別紙「構成員名簿」のとおりとする。
- (2) 研究会には座長 1 名をおく。
- (3) 座長は、会務を総理する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、関係団体等に研究会への出席を求め、意見を聴取すること及び説明を求めることができる。
- (5) 会議は非公開とするが、研究会終了後に配付資料を公表するとともに、速やかに議事概要を作成し、これを公表することとする。
但し、配付資料については、座長が必要と認める時は非公開とすることができる。

5 開催期間

平成 24 年 2 月から平成 25 年 3 月まで、合計 4 回程度とする。

6 その他

研究会の庶務は、総務省自治行政局地域政策課国際室において行う。